

財産形成住宅貸付のご案内

共済組合では、通常の住宅貸付のほかに、財産形成貯蓄をしている方を対象に、財産形成事業に関する政令に基づく住宅資金の貸付を実施しています。連合会が取扱い窓口となった貸付のため貸付日等が限られておりますが、低金利などの利点がありますので住宅取得資金にお役立てください。募集の通知については、共済事務担当課へ送付いたします。



● 貸付実施時期	年2回(6月および10月)
● 申込み受付	貸付実施時期の前月上旬頃を予定
● 対象物件	新築・増改築・購入(中古住宅等含む。)
● 貸付利率	年利1.02%(令和6年1月1日現在)変動する場合があります。
● 申込み資格	財産形成貯蓄を1年以上継続し、貯蓄額が50万円以上ある方
● 申込額の単位	50万円以上 10万円単位で貸付
● 申込限度額	貸付日現在の財産形成貯蓄額の10倍(上限4,000万円)の範囲内で <u>退職手当金の額に200万円を加えた額まで</u>
● 組合限度額	令和6年度における本組合の貸付総額については、連合会より通知され次第、共済事務担当課へお知らせいたします。
● その他	①償還期間は、金額に関係なく15年となります。 ②償還方法は、毎月元利均等償還のみとなります。 ③一部繰上償還はできません。 ④抵当権の設定は必要ありません。